

商用・会議出席等を目的とした短期滞在査証 一次

- A. 商用（日本に所在する親会社や取引先等との商談、業務連絡、宣伝、アフターサービス、市場調査、非実務研修等）。活動内容に実務研修が含まれる場合、滞在期間にかかわらず「在留資格認定証明書」が必要。
- B. セミナー・国際会議への出席、自治体交流、文化・スポーツ交流等。

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
1	パスポート	パスポートに署名があることを確認してください		
2	査証申請書	4.5×3.5cm の顔写真貼付。		
3	写真1枚	6か月以内に撮影されたカラー写真。 (4.5 cm x 3.5 cm、背景なしの鮮明な画像)		
4	パスポートの顔写真のページカラーコピー			
5	在職証明書（又は在籍証明書）	自営業者の方→会社名登録票写し。		
6	所属先からの出張命令書、派遣状等			
7	預金残高証明書 *申請人が費用を負担する場合 * 所属先が負担する場合は不要	過去 6 か月間の平均日次残高（ADB）が示されていない場合は、過去 6 か月間の取引を証明する銀行取引明細書を提出する必要があります。		
8	納税証明書（フィリピン内国歳入局指定様式。写し可） *申請人が費用を負担する場合 * 所属先が負担する場合は不要	フィリピン内国歳入局指定様式。写し可。		
9	招へい理由書			
10	滞在予定表			
11	法人登記簿謄本 会社案内書 パンフレット又は 会社/団体概要説明書	・ 株式上場企業→四季報（最新版）の該当ページ写しで代替可。 ・ 個人が招へいする場合→営業許可書又は在職証明書。		
12	日本での活動内容を明らかにする資料	・ 商用の場合→会社間の取引契約書、取引品資料、会議資料等・ 会議出席等の場合→国際会議。 ・ セミナー等に関するパンフレット等。 ・ 非実務研修の場合→受入会社/団体からの研修受入承諾書及び研修計画書。		
13	身元保証書	招へい元が費用を一部又は全部負担する場合。		
14	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合：家長による署名 インセンティブグループの場合：会社の代表による署名 パッケージツアーの場合：ツアー会社の代表による署名		
15	社員証	指名された代表者による申請の場合		
16	その他			

- ☐ 上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行（その条件が与えられる場合）は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。
- ☐ パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。
- ☐ 上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名 _____

日付 _____ / _____ / _____

VFSスタッフ署名 _____